破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７８号
福井市大手２丁目17番６号
破産者　清水　正子
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　届出破産債権者が一名もいない。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２７年（フ）第３８９８号
大阪市北区芝田２丁目３番16号
破産者　品川電気株式会社
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９２２号
大阪市中央区久太郎町１丁目５番31号
破産者　株式会社ミニモック
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９８号
鳥取県米子市西福原４丁目11番31号
破産者　株式会社オーク建設
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第６１号
東京都多摩市鶴牧６丁目16番地７―202
破産者　菅原　泰信
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３１０号
東京都三鷹市上連雀９丁目34番４―301号
破産者　吉野裕一郎
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３３７号
東京都八王子市大和田町３丁目１番８号共立リライアンス八王子Ⅱ B312号
破産者　柿崎　仁吉
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２１１号
旭川市豊岡１条２丁目３―11　スクエア12　102号室、開始決定時の住所北海道帯広市東６条南７丁目１番地
破産者　せんたくプラザ東９条店こと　大澤　和典
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
青森県北津軽郡鶴田町大字木筒字上藤代41番地
破産者　長内　　隆
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字東禿67番地23
破産者　長谷川善博
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
秋田市広面字赤沼81番地
破産者　山影　政人
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４６７５号
大阪市都島区大東町３丁目３番１―501号、開始決定時大阪市淀川区東三国２丁目10番12―604号
破産者　赤谷　吉昭
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３２３号
大阪市東住吉区湯里６丁目４―17　プラザ湯里305号、開始決定時大阪市東住吉区南田辺２丁目14番10号
破産者　植田　典昭
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９号
大阪市福島区福島７丁目５番15号　出水ビル401号
破産者　木野　　豪
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９６号
大阪府三島郡島本町青葉１丁目16番７号
破産者　鍛治　通利
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９１号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘１丁目38番地２
破産者　堤野　武美
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
兵庫県伊丹市西野１丁目240番地１　シャルマンコーポ伊丹２―719号
破産者　眞榮田　浩
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係